

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 12 月 9 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1600375 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1600200 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日に訂正し、昭和 55 年 8 月の標準報酬月額を 8 万円とすることが必要である。

昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、請求者の B 社 (現在は、C 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 56 年 5 月 1 日から同年 3 月 1 日に訂正し、昭和 56 年 3 月及び同年 4 月の標準報酬月額を 9 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 56 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 56 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 56 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

請求期間①について、A 社における厚生年金保険の資格喪失年月日が昭和 55 年 8 月 31 日に、D 社における厚生年金保険の資格取得年月日が昭和 55 年 9 月 1 日になっている。

請求期間②についても、D 社における厚生年金保険の資格喪失年月日が昭和 56 年 3 月 1 日に、B 社における厚生年金保険の資格取得年月日が昭和 56 年 5 月 1 日になっている。

会社名や勤務地が変わっただけで、いずれの請求期間も継続して勤務していただので、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間①において、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和55年9月1日にA社からD社に異動）、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、事業所番号等索引簿の記録によると、A社は、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、その翌日である同年9月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員の多くが、同年9月1日に被保険者資格を同社において再取得していることが確認できることから、当該事業所が請求期間①において厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、請求期間①の標準報酬月額については、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和55年6月の資格取得時の記録から、8万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に亡くなっているため、昭和55年8月31日から同年9月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、昭和55年8月31日から同年9月1日までの期間において、A社は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしているながら、事業主から厚生年金保険適用事業所全喪届が提出されていたと認められることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の昭和55年8月31日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、B社の後継事業所であるC社から提出された請求者の社員名簿、同社の回答、請求期間当時の事業主の回答及び請求期間時代にB社で厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間②において、B社に勤務し、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②の標準報酬月額については、請求者のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和56年5月の資格取得時の記録から、9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和56年3月1日から同年5月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下、「資格取得届」という。）を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和56年3月1日から同年5月1日までの期間において、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格取得年月日が雇用保険の記録における資格取得年月日である昭和56年5月1日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日として資格取得届が提出され、その結果、社会

保険事務所は、請求者の昭和 56 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1600449 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1600198 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 17 年 8 月 17 日の標準賞与額を 110 万円、同年 12 月 27 日の標準賞与額を 122 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 17 年 8 月 17 日及び同年 12 月 27 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 8 月 17 日及び同年 12 月 27 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 8 月
② 平成 17 年 12 月

A 社から平成 17 年夏季及び冬季の賞与が支給され厚生年金保険料を控除されたが、これらの賞与に係る厚生年金保険の記録がない。調査の上、これらの賞与を記録し、将来の年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された賞与の振込が確認できる預金通帳の写し及び平成 17 年分の給与所得の源泉徴収票の写し並びに複数の同僚から提出された賞与に係る給与支給明細書の写しにより、請求者は、当該期間において A 社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、複数の同僚の賞与に係る給与支給明細書の写しから、請求期間①及び②において、事業主は誤った保険料率で厚生年金保険料を算定し、当該算定した保険料を賞与から控除していたことが確認できる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の預金通帳の写しにより確認できる賞与振込額及び複数の同僚の賞与に係る給与支給明細書の写しにより確認できる厚生年金保険料控除額から推認した請求者に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額より、請求期間①の標準賞与額については110万円、請求期間②の標準賞与額については122万1,000円に訂正することが必要である。

また、賞与支給日については、預金通帳の写しにより確認できる振込日から請求期間①は平成17年8月17日、請求期間②は平成17年12月27日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600456号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600197号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成13年11月30日から同年12月1日に訂正し、平成13年11月の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

平成13年11月30日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成13年11月30日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年11月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の記録によると、平成13年11月30日から同年12月1日までの期間が被保険者期間となっていない。平成13年12月1日にA社からB社(現在は、C社)に異動するまでに空白期間はなく継続して勤務していたので、当該期間を被保険者期間として記録し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し並びにA社の元事業主及び請求期間当時に同社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士の陳述により、請求者が、請求期間においてA社及びB社に継続して勤務し(A社からB社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、上述の元事業主及び社会保険労務士の陳述並びに請求期間当時の同僚の回答により、平成13年12月1日とすることが必要である。

さらに、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社に係るオンライン記録における平成13年10月の記録から、44万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は、平成13年11月30日から同年12月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出した

か否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、平成 13 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を同年 12 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 11 月 30 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 11 月 30 日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 13 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600549号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600199号

第1 結論

請求期間①から③までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成19年7月
③ 平成19年12月

A社から請求期間に係る賞与の支給があったのに、厚生年金保険の記録として当該賞与の記録がない。調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、賞与明細書及び源泉徴収票を保管していない上、A社の請求期間当時の事業主は、請求者の請求期間①から③までに係る資料がないため当時の状況が不明と陳述していることから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

また、請求者が請求期間当時から居住しているB市は、給与支払報告書等の資料について、保存期間が7年である旨回答していることから、請求者の上記請求期間が属する年分に係る資料を確認することができない。

さらに、請求者は、時期の特定はできないものの、確定申告を行った記憶がある旨陳述しているが、請求者の請求期間当時の住所地を管轄しているC税務署は、請求者について、平成18年分及び平成19年分の申告はない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。